

太 唐
田 立
出 訳 宗

地方輿論の形成

——明代廣東省惠州府と『定氣外史』——

史学第七七卷第一号拔刷
平成二十年七月刊

地方輿論の形成

——明代広東省惠州府と『定氣外史』——

唐立宗
太田出訳

訳者解説

本稿は、二〇〇六年一二月二日に慶應義塾大学東アジア研究所で開催されたシンポジウム「近世・近代の江南デルタ地域史と文献史料調査の可能性」における唐立宗氏（台湾・万能科技大学通識教育中心）の報告の一部を成稿した「明代広東惠州鉱盜、地域変動与士民議論——以『定氣外史』為中心的分析」の翻訳である。シンポジウムの詳細については本誌『史学』第七六巻第四号（二〇〇八年）に佐藤仁史氏が紹介しているので、読者諸氏にはそちらを参照されたい。

唐立宗氏は訳者が今さら敢えて紹介するまでもなく、周知のとおり台湾の明清史研究者の若手のホープである。

ここに掲載することで今後の明清史における「地域社会論」の議論の発展に貢献できれば幸いである。

はじめに

台北中央研究院傅斯年図書館所蔵の手抄本『定氣外史』はこれまで殆ど注目されてこなかった。撰者は楊起元なる人物で惠州府帰善県出身である。内容は明代廣東省における鉱盜の蜂起、地方社会の変動、それに伴う地方輿論の形成などに及んでおり、他の史料に見られぬ貴重な情報を提供する。しかし『統修四庫全書総目提要』に簡単に紹介されているにすぎず、研究者間でも利用・分析されることはなかった。傅斯年図書館の手抄本の封面には『惠州定氣外史』とあり、上下二巻に分けられ、万曆一六年（一五八八）の葉萼、同二六年の楊起元の序をそれぞれ載せている。体裁は紀事本末体を採用するが、なかには案牘、叙議、志書など数多くの興味深い文章が挟み込まれている。随所に見られる避諱から本書は清中葉以降に抄録されたものと考えられる。

本書の篇目は表1に整理した。上巻の『幻猴紀』『告菴屢見』二篇はともに嘉靖三六年（一五五七）に惠州府で発生した不吉な兆候から説き起つ。『諸賊源流』『禍

残涌口』『陳世安』『温七』『伍端』『駕禍十三村』『三昧田招安』『楊子亮・蘇繼相・鮑時秀』の諸篇では山区鉱盜の活動とその展開が述べられ、最後の『賊党列巣』『賊凶肆害』では盜賊の分布と蜂起の原因が記される。

下巻には鉱盜蜂起の背景、官兵による大征の請願、新府設置に対する反論など一連の奏牘が並べられている。「亂因張璉」「倭夷拋平山」「倭復犯鉄岡」「岑岡之役」「杜絕妖群」の各篇では万曆一六年までに各地で発生した不可思議な出来事が叙述され、篇末の『往事紀』では葉萼の追憶が語られている。

かようにして『定氣外史』は極めて高い地方意識の下に纏められた書物であった。本書は後述の如く、惠州府の郷紳葉萼が三年間も苦心しながら収集した見聞を整理したものであり、官府が鉱盜の剿撫に熱心でないことを朝廷に訴える意味を有していた。

ところで、葉萼はもともと初稿を同郷の紳士である葉春及び執筆してもらいたかったらしい。葉春及び修志の名家であるうえ、故郷で発生した叛乱を経験していたから、人選は理に適つたものであった。しかし長期間在外出任官し、後に羅浮山に避居していたので、ただちに応ずることは難しかつた。万曆八年（一五八〇）、葉萼は

浙江省嚴州府の府学教諭に赴任した際、楊起元の来訪を受けて語り合い、かつての出来事を追憶して「惠州府の混乱はここに極まつた」と深嘆し、初稿を取り出して楊起元に執筆を依頼した。その後、葉萼は楊起元の手によつて完成の壯舉を見た時、「これで故郷の事が永遠に伝えられる」と称讃したといふ。楊起元は翰林院編修、『大明会典』纂修官に任せられたことがあり、修史を我が任務となし、史志が伝える生き生きとした教訓を重視していたので、『定氣外史』を「前事を採つて著し、後人の鑑とさせる」ものであると述べている。

また『定氣外史』の出版に携わった葉正奕の文言によれば、楊起元の原稿は完成後も長年放置されたが、天啓五年（一六二六）に至つて「峒賊が復た起きた」時、原稿を見た惠州府知府徐儀世が地方の学生に、本書は昔を鑑とし今（の峒賊の叛乱）を防ぐものであり、後人のためにも出版すべきであると語つたので、翌年遂に上梓されたという。⁽⁴⁾ところが、清の康熙年間までには稀覯書となつていたらしく、鄭際泰は「一書も亦た得て寓目する莫し」と記している。

明朝一代を通じて、廣東省で惠州府ほど鉱盜の害が甚だしかつたところはない。⁽⁵⁾『定氣外史』の内容は惠州府

をめぐる地域社会がまさに変動に巻き込まれようとしていた明中後期にあたつてゐる。そこで本稿では『定氣外史』を利用しながら、まず嘉靖・隆慶年間における惠州府山区鉱盜の活動の顛末とその影響を紹介し、続いて惠州府の人々の叛乱への対応に関する地方輿論を検討した後、一連の事件が惠州府住民の地方意識とそれに基づいた行動に如何なる影響を与えたかについて分析してみたいと思う。

一 惠州府山区鉱盜の出現

明朝の鉱業政策と実際の採鉱事業とが乖離していくと、惠州府山区における鉱盜発生の原因について官府が気づいていないわけではなかつた。特に福建・廣東・江西の交界地帯は鉱産資源が豊富で原料を容易に採取できたうえ、利益に群がる人々を地方の豪勢が招集したため、外省の移民が不斷に同地域に吸収され開採に従事することとなつた。移民の多くは江西・福建等から流入した者で、なかには鉱業に関する知識や技術を身につけた者も多くいたから、同地域の鉱業は急速に発展を遂げていった。督撫は奏疏中で鉱業に従事する者の数が万を以て数えると指摘している。⁽⁸⁾

建省上杭県人の楊立が、山脈が連綿と続き険阻なのを待んで巣窟となしたが、官府はこれを最後まで平定できなかつた⁽¹²⁾。

第二に、有力宗族が庇護した。山主・鉱主の多くは「旁郡の豪宗」であり、秋收の後、外省の無籍の流民を招いて採掘させた。官府は鉱工を「甲に編んで帳簿を作成」し、七月に開爐、翌年二月に閉爐すると規定したが、実際には「猾家がこれを庇護」したため、帳簿は有名無実となり、時に鉱工を駆逐しても再び集まつてきた⁽¹³⁾。

第三に、鉱産を採掘しつくした場合、鉱工の生活は甚だ不安定なものとなつた。惠州府長樂・海豐両県間の逃軍坑、河源県の密坑には銀鉱が有つたが、両處には豪民が群集し、もし採掘が十分でなければ容易に略奪へと走つた。ゆえに当時の人々は惠州府帰善・河源・龍川・長樂・海豐五県の鉱工を「外省の流民が土著を糾合する」「利益が有れば商売を行うが、利益が無ければ盗賊となる」と述べた⁽¹⁴⁾。

第四に、鉱課が頗りに増額され開鉱の負担が次第に大きくなつた。たとえば嘉靖二十二年（一五四三）地方官が帰善等の諸県の鉄生産を図り、開爐を許可し、毎爐軍餉銀十両を納めさせたが、布政使衙門はさらに毎爐五両

広東省仏山の冶鉄業が勃興してくると、鉱産原料の需要がますます高まり、採掘は広東省の英德・韶州、さらには東部の惠州・潮州等の山区にまで及んだ。しかし惠州・潮州は鉱産原料を産出できたものの、省治の広州から遠く離れ、仏山への販運には、輸送費とコストの問題を抱えていた。かかる状況に在つても、たゞ開採が許可されれば、各地から多数の人々が流れ込んだのは、嘉靖初年の兩廣總督姚鏞が「各處の利益を求める徒が廣く爐冶を置き、合計約三、四十カ所にも及んだ。爐冶ごとに各省の流民・逃軍・逃囚を招き、多い場合には四、五百人、少ない場合でも二、三百人にも達した」と述べるとおりである。

ではなぜ惠州府の鉱工が鉱盜となつたか。少なくとも以下の諸点を指摘できる。

第一に、鉱山の多くが人跡未踏の地に在つて、管理が十分には行き届かなかつた。たとえば弘治年間には山主の巫琮が帰善県清溪等の山区で鉱工を招集し、古三仔らと入山冶鉄するとともに「嘯聚して盜と為つた」。鎮圧のために軍が派遣されると、巫琮はすぐさま逃亡したが、当初官府は古三仔を脅迫された者と誤解していた。さらに嘉靖年間に至ると、帰善県の礮頭山で冶鉄していた福

を増額した。万曆二八年（一六〇〇）に至ると毎爐二十三両となり、さらに崇禎九年（一六三六）には三十両も増加された結果、計五十三両にも達し、鉱盜の叛乱を防ぐために崇禎一四年六月遂に採掘が禁止された⁽¹⁵⁾。

第五に、地方官等の勒索によつて所謂「官逼民反」が起つた。弘治年間、官府は官爐の鉱税を広州府番禺県民張文俊に管理させたが、額外に勒索したので、立爐していた唐大鬢らは不満に思い、遂に惠州府の烏洋潭で「陥阻の地に拠つて肆に略奪・殺人を行つた」⁽¹⁶⁾。

第六に、当時山区・沿海の両地帯で同時に治安が乱れた。東南沿海一帯では倭寇が頻りに犯したため山区にまで十分に手がまわらなかつた点について、当時の郷紳が「嘉靖年間、沿海地帯を倭寇が犯すと、山区の無賴の徒が窃かに立ち上がり、逃亡者・叛乱者を招き寄せた」と記している⁽¹⁷⁾。

下層社会を出自とする鉱工は容易に盜賊となりえたため、官府は彼らに対して終始疑惑を有しており、また惠州府河源・長樂等の諸県が地勢的に峻険であるうえ、冶鉄の鉱工が潜伏していることを考慮して、関隘の防備を整えようとしていた。一方、官府の開鉱政策は方針が極めて曖昧で、管理の困難を理由にただちに封禁を通達す

ることもあつた。しかしかかる開鉱の禁止は、市場の要求や鉱工の生計に鑑みた時、かえつて「鉱区」を「盜区」と化してしまつものであつた。⁽¹⁹⁾ すなわち官府は開鉱により徵税を因つたが、鉱工を有効に管理できず、多くの「鉱賊（鉱盜）の変」を惹起することとなつた。

二 鉱盜伍端の登場

『定氣外史』に記載されている諸叛乱のうち、伍端（？～一五六四）の蜂起は惠州府の秩序変動に最も大きな影響を与えたものである。それによつて官府の剿撫の方針はしばしば変化した。また伍端に関する記事は詳細を極め、その一生は伝奇的な色彩を帶びている。

伍端が歴史上に登場するのは惠州府海豊県で、銀鉱の開採が最盛期の頃であった。嘉靖三二年（一五五三）、長樂県民の張道宗が百餘人を引き連れて海豊県の銀瓶山に至り採掘を行つた。その時兩庁總督が県に檄して「官四民六」の方法で開採させ、海豊県知縣張時濟に管理・監督を命じた。そのため「奸徒は利を求め、千百もて群を成」すようになつた。当時、江西省撫州府臨川県民の周喬五は生活が困難であったため、同郷の者と海豊県に入つて私かに銀鉱を採掘し、さらに当地の盜賊集団にも

も舞く、続いて鉱工は鹿游崗を占拠し、奪い取つた財物を満載して帰つていつた。ここに至つて惠州府の東・西両江の盜賊は日々活発化していくのである。⁽²⁰⁾

実際に、東江における鉱盜の蔓延は西江にも劣らぬほどで、広州・惠州・韶州各府と隣接する地域はすべて鉱盜の略奪を被つたが、それは惠州府の鉱脈が尽きようとしていたことと関わると考えられる。当時南海県人の霍与瑕が「近年惠州府・潮州府の鉄が無くなり、龍門県鉄山の開採を申請したが、未だに許可されていない」と記すとおりである。嘉靖三九年一月には李重元をリーダーとする鉱盜が三万人にも達し、近きは博羅・龍門等の県を、遠きは南雄・韶州・広州など各州府を略奪してまわつたが、帰善県人の楊起元と葉萼の関心は故郷を中心としていたため、『定氣外史』の記載は西江の鉱盜に関するものが白字と詳細となつた。

『定氣外史』によれば、嘉靖二八年頃、西江流域に位置する帰善・海豐・長樂等の県における鉱盜勢力は大きく三つの集團に分けられる。それぞれ①陳世安②溫七③伍端をリーダーとする集團である。①陳世安はこれら鉱盜中最初にこの地に根拠を構えた者で、嘉靖三八年に海豐県沿海部の石頭寮で蜂起し、四千人を率いて同県大安

加わつた。⁽²¹⁾

張道宗は長年経営してきた開鉱の知識によりながら、銀瓶山のほかにも付近の開鉱に適した地をさがし続けた。嘉靖三八年には海豊県の逃軍坑を発見し、親友の伍端とやつて來て開採した。伍端は約二百人を率いて採掘し巨利を得たが、鉱脈はすぐに尽きてしまい、「生計を立てるすべが無く、遂に武器を取つて各地を略奪してまわつた」。その主要な活動範囲は惠州府の西江流域（すなわち現在の西枝江）付近であった。

海豊県の逃軍坑のほか、河源県の密坑でもまた時を同じくして銀鉱の開採が進められ、逃軍坑・密坑の交通の要道上では鉱工の「日夜の往来は絶えなかつた」。嘉靖三七年一一月に至つて、鉱工馮老虎・王道招らが三千人の徒を集めて東莞県を劫略し、通判洪璋を生捕りとし身代金三百両を要求した。嘉靖三九年五月、河源県藍溪の吳万能が馮老虎の地位に取つて代わり、徒二千人を集めて鉱料を運搬する鉱艇を奪うと東江に沿つて下り、夜明けに府城の東新橋等の地を襲撃した。当地の駱・容の二つの戸姓は紛々と逃げ去り、残された譚姓の居民は四面の湖水を恃みに固守したが、生捕りになつたり殺害されたりした。鉱工の略奪・殺人に対し官兵は全くなすすべ

峒に根拠地を構え、伍端・温七と呼んじあつた。⁽²²⁾ 温七は帰善県船坑で蜂起し、藍辛・藍蘭馨等の徒と合流して二千人ほどの勢力を有し、根拠地付近の人々をすべて「編戸」した。⁽²³⁾ 伍端は「花腰蜂」とも呼ばれ「智勇絕倫」であつたらしく、海豊県碗窯を根拠地とし、人々から敬服されていた。たとえば寧文挙は伍端を非常に慕つて「都總」と仰いだため、「驍首は皆なうわざを聞いて合流し」五千人を数えるほどとなつた。伍端は陳世安・温七等の徒と結んで略奪を擅にし、生捕りとした人々を強制的に沙田嶂・下陳田・小埔等の郷に編籍し、さらに「蛋民」さえも編籍して水寨と号した。⁽²⁴⁾ ここに鉱盜勢力はすでに官府の「編戸齊民」とは異なる人丁・土地の管理制度を打ち出していたのである。

各地の勢力が集まるごとに、もともと存在した鉱工の組織を結合し、鉱盜は厳密な軍事組織と簡素な行政組織を設けるに至つた。「都」「總」は盜賊集團の首領や各クラスの幹部の呼称である。⁽²⁵⁾ 嘉靖二九年、惠州府各地の盜賊約五百人について「大總・天總・満總・僉總・書總の名目を号し、山中に營寨を立て、五色の旗号を掲げ、人を殺し旗を祭り、集團に分かれて略奪を行つた」と記されている。また惠州府海豊県埔仔村人の王三は農耕では生活

が困難であり、鉱盜が皆な豪奢な生活を送っているのを目撃して、遂に近隣・在郷の者百人あまりを率いて伍端に従い、伍端所属下の「新哨」となった。惠州府海豐県金錫五都人の林金もまた伍端の陣營に加わり「大總」と号した。²⁷⁾

嘉靖四〇年正月一七日、伍端が徒を率いて東莞に赴き略奪しようとする埔仔村を通過したところ、王三の「新哨」が行方不明になつてゐることに気づき、王三が官府に降伏するのではないかと疑つて、先手を打つて官府に投降した。伍端の投降はまさに官府の招撫の方針に沿つたものであつたから、正月二三日、官府は「新哨」追討の命を下し、鄉兵千人ほどを派遣して埔仔等十三村の人々を屠殺した。この官府による屠殺行為は、伍端一党が東莞県の白石崗を襲撃したため、「兵を挙げてその帰路を逆ち、賊若干を斬つた」のだと説明されたが、實際には賞禄を求めたものであり、無辜の人々が無惨にも殺害されたのであつた。二月二三日、伍端・陳世安・寧文華はみな招撫の受入れに同意し、かつての根拠地にもどつて再び叛乱を起ことないと誓つた。当日伍端は徒を擁して府城近郊の饅頭嶺に至ると、約二〇人が入城して知府顧言の納降の儀式を受けた。しかし陳世安は青袍を身につけ、なだらかに腰を下すとともに、廣西の狼兵を微発して再度討伐を試みようとした。しかし張臬の軍は総兵官の俞大猷から見れば旧態依然の用いるに足らぬものであり、俞大猷の七県の軍ですら伍端の必死の抵抗に遭つて慘敗を喫した。そして同年九月、張臬は彈劾・失職し、征討の事も中止となつた。²⁸⁾

伍端は数回にわたつて官兵を撃退したが、内外の圧力にも直面していた。それは潮州府を犯した倭寇が海豐県金錫都等にまで深入したこと、近隣の仇敵で山賊の葉丹（葉茂）と地盤を争つていたことである。また伍端は勢力を伸ばす或いは維持するために、嘉靖四二年に陳世安を殺害しその部下を併呑した。しかしさらに伍端を悩ませたのは鉱工の構成が複雑であり、人心はそれぞれ異なり、自らは都縕を名乗つていたものの、なお内部に不平・紛争をかかえていたことである。ゆえに伍端は官府

巡邏を行い、密かに鉱盜を援助したり武器や物資を運んだりしている者があれば、捕縛・処罰して鉱盜の活動を押さえるしか採りうる方法がないのだと言い訳した。一方で、賊状を總督張臬に報告し討伐を請うたところ、官軍の連戦連敗に激怒していたので平定に乗り出し、地方の大姓を拘束して鉱盜と地方の連携を断ち、江西・福建各省に檄するとともに、廣西の狼兵を微発して再度討伐を試みようとした。しかし張臬の軍は総兵官の俞大猷から見れば旧態依然の用いるに足らぬものであり、俞大猷の七県の軍ですら伍端の必死の抵抗に遭つて慘敗を喫した。そして同年九月、張臬は彈劾・失職し、征討の事も中止となつた。²⁹⁾

伍端は数回にわたつて官兵を撃退したが、内外の圧力にも直面していた。それは潮州府を犯した倭寇が海豐県

の討伐、盜賊集団間の仇殺、内部の紛争に奔走せねばならないなかつた。³⁰⁾

嘉靖四三年、俞大猷は征剿が不成功に終わつたため伍端の招撫を決議し、温七を差し出すことで武力衝突を避けるよう勧めた。さらに「賊を以て賊を攻める」方法を探り、伍端に惠州・潮州両府の倭寇を平定させようとした。³¹⁾ちょうどその頃、伍端は内外の圧力に直面していたから、いつまでも盜賊でいるのはかなわぬと考え、喜んで招撫の条件を受け入れ、武具を解いて總兵府衙門に入つて命がけで奉仕すると誓つた。俞大猷はこれに感動し、南贛巡撫吳百朋・兩廣總督吳桂芳に向かつて伍端とその部下約一千人に潮州府の吳平を討伐させるよう推薦した。³²⁾

なるほど伍端は兵餉も受けず全力を尽くし、兵を率いて潮州府の倭寇の鎮圧に赴いた。途中、俞大猷の招撫を「偽招」と讒言する者もあつたが、伍端はただちにその者を斬り捨てた。官府側の記録によれば、伍端は連日二つの根拠地を攻め落とし四百餘人の倭寇を斬り、一ヶ月餘で潮州府の倭寇を尽くし平定した。³³⁾

伍端は勇敢に戦つて善戦し、倭寇撃退の功で土巡檢に任せられた。彼は軍令を遵守したので、管下の者は敢えて法を犯さず、俞大猷・吳桂芳の激賞を得た。³⁴⁾しかし守

虚勢を張つて騎馬し、大布旗八面、長竹鎗十枝及び馬車等を差し出しながらも「入城したのは牛を買ひに來ただけだ」と叫んだ。さらに郊外を出た後には依然として略奪を行い村民を殺害した。この時地方官は繰り返し地方が鉱盜に報復するのを禁じ、もし鉱盜の行為を告発する者があれば「立檻杖下」、故なく鉱盜を殺した者は「激変之罪」を加えるとした。かくして伍端らは再び徒を率いて惠州・潮州府下の諸県を略奪するようになり、その規模は万に達するほどであった。³⁵⁾

嘉靖四一年八月、兩廣總督張臬は潮州府の張璉の叛乱

備王詔は心に恨みを抱き、伍端が倭寇平定を任されると聞くと「虎に狼を駆逐させ、狼が驚れ虎に翼を与えたようなものだ」と言つた。彼は表面的に伍端と好を通じ、伍端の部下の勞を犒うと同時に、双方の子女の間に婚姻の約束を取り交わすなど、伍端の警戒を緩ませようとした。一方で、伍端の部下を唆し、官府の威儀を感じさせ、解散して昔の生活に帰りたいと考えさせるように謀つた。

そのため伍端の部下葉景清・鍾希相はかつての根拠地の碗窯に至ると、伍端の妻子ら約千人を脅迫して長樂県の龍窩巣にうつらせ、機に乗じて伍端の地位に取つて代わろうとした。この時、伍端の身辺には僅か二百人ほどしかなかつた。⁽³⁸⁾

伍端は部下の裏切りを知ると單騎追跡し山寨にもどろうとした。官府側は震撼したが、俞大猷は伍端を信頼していたから、呉桂芳に繰り返し伍端の部下は命令に背くことはないと述べた。⁽³⁹⁾しかし王詔は使者を派遣して伍端の造反を密報すると同時に、伍端を支持し兵卒五百人を提供して根拠地に帰る手助けをするふりをしたが、実際には伍端の叛党に援兵を派遣して伍端を撃ち破ろうと暗に示したのである。伍端が大敗した後、王詔はこれを捕縛・押解して刑死させた。⁽⁴⁰⁾伍端の死について楊起元は

去つた。しばらくして河源・翁源両県で群盜が相繼いで蜂起し、広州府城でも曾一本の乱が発生した。俞大猷は惠州府の鉱盜問題を解決し、一日も早く韶州・広州に赴こうとしたので、嘉靖四五年一〇月二十五日に命を下して、王世喬を捕えた者には千金を賞与し、ただちに戦闘を收拾するとした。果たして王世喬は部下の鍾英等によつて捕縛、官府側に引き渡し処刑された。約束を守つて俞大猷は兵を引上げ捕虜を釈放し、鍾英等に護送の兵を付けて帰郷させたので、群盜五千人餘りは何らの損害も被ることになかった。かつて伍端の下で「大總」であつた林金は王世喬の死後「都總」の地位を継いだ。⁽⁴¹⁾

かような群盜の聚合と分散は惠州府で育つた葉春及にとって極めて印象的であつたらしい。彼は自ら編纂した

万曆『永安県志』で、隆慶元年（一五六七）以降「賊の活動が長く続き、以前首領であつた者が死ぬと、新しい者が継ぎ、一つの根拠地は幾つかに分裂した」と述べている。実際に惠州各地では依然として鉱盜がしばしば出現した。たとえば惠州府長樂県の蘇繼相は叔父蘇璉・兄蘇繼春とともに鉱盜と結んで略奪を繰り返した。蘇繼春は官兵の追撃を受けて縊れ死んだが、蘇繼相はなお三千人ほどを率いて揭陽県の黃寨に立て籠もつて「天一大

「定氣外史」「惠州府志」で異説を述べている。すなわち王詔は伍端を騙して一緒に総督衙門に巡檢の職を拝命しに行こうと誘い、舟が平山に差し掛かつた時、泥酔した伍端を縛縛・殺害して屍体をバラバラにした。そして数塊をかつて被害を受けた村落に与えてその肉を食らわせたのである。⁽⁴²⁾と。

三 叛乱地域の拡大

鉱盜伍端は招撫を受けたものの、謀略によつて誘殺された。しかし鉱徒の叛乱は嘉靖・隆慶年間を通じて不斷に拡大し続け、地方はますます疲弊することとなる。俞大猷は惠州府から潮州府に向かう途上、「今は誰も行く者が無く、家屋も荒れ果てた」と深く溜息を漏らした。⁽⁴³⁾

戚繼光も潮州府・惠州府の交界の五十里内について「大寨は十数個を下らず、皆な撫民を称している。しかし実は江西・福建からの亡命の徒で、良民の田廬・妻子を奪い、安穩と暮らしていたが、敢えて誰も口を出すことは無かつた」と記している。一方、伍端の死後、その党的王世喬は三千人を率いて河源・帰善両県交界の梧桐山に屯集した。嘉靖四四年（一五六五）、王世喬は東莞県を襲つて百戸王詠と典史蕭承を殺害し、経歴郭文通を連れ

王」と自称した。さらに蘇璉父子を長樂県の郭田寨に潜伏させ、用兵の時期を見計らつて付近の盜賊五、六千人を併呑し、県城や村々を略奪して交通路を遮断した。蘇繼相は潮州府の劉興策ら諸盜と鼎立しながら、万餘頃にも及ぶ田産を奪い、その勢力範囲は潮州府にまで及んだ。⁽⁴⁴⁾また惠州府北部の龍川県には鮑時秀が盤踞し「雞毛白」とも称され、五千人の勢力を率いて河源・帰善・博羅・海豐・長樂・和平等の諸県を略奪してまわった。龍川県の義都猿嶺等の地方で田土万餘畝を占拠し、寨を立て諸盜を統べ、部下の陶容・房伯禄等を「二十四方大總」に、葉應祚を「演禽軍師」に任じた。鮑時秀の妻杜氏は妖術を駆使できたらしく自ら「無敵洞王」と名乗つていた。⁽⁴⁵⁾

官府側の計算では、これら鉱盜の「巢穴」は広州・韶州・惠州の三府に二百カ所あまり有り、人数は四万人にも及んだ。⁽⁴⁶⁾「定氣外史」の記載では惠州府だけでも五万人にも達したといわれている。

さらに「定氣外史」は伍端以後の惠州府各地の主要な「賊党列巣」として螺溪巣の賴元爵、洋烏潭巣の藍一清、九丫樹巣の曾廷鳳、黃埔李坑巣の江漢、火帶巣の曾仕龍、中鎮巣の曾宗惟、藍溪巣の王民泰、爛田麻竹巣の王栗江、

表2 明代隆慶年間惠州府における盜賊の略奪・襲撃月別回数

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
回数	2	10	2	6	7	1	3	5	2	11	7	8

※典拠：『定氣外史』卷上、賊凶肆害

大溪巣の曾朝元、三溪巣の馬祖昌、南嶺巣の江万松、碗窓巣の葉景清、陽化屯軍の徒といった十三ヵ所を列挙している（図1⁵⁰）。当然にこれら群盜の活動の地方社会への影響は大きく、たとえば南嶺はかつて居民稠密の地であったが「山賊起きてより、頗る賊藪と為つた」という。藍溪の採銀鉱場は皆な占拠されたため、付近の主要陸路は警備が強化された。帰善・海豐・長樂・永安の各県は城外十里餘りは無人の境となり「膏腴は皆な盜壤と為る」といわれた。なかでも頗元爵と藍一清を首領とする鉱盜は最大の勢力を誇り、延々と「四十八巣」を並べていた。伝聞によれば、頗元爵と藍一清は「二酉は剣を提げ鼓を揮き、昼夜騎馬して好く出劫」したため、人々は「戦々慄々として唯だ二酉に逢うことのみを恐れた。⁵¹

東は興寧・長樂・程鄉・揭陽、北は

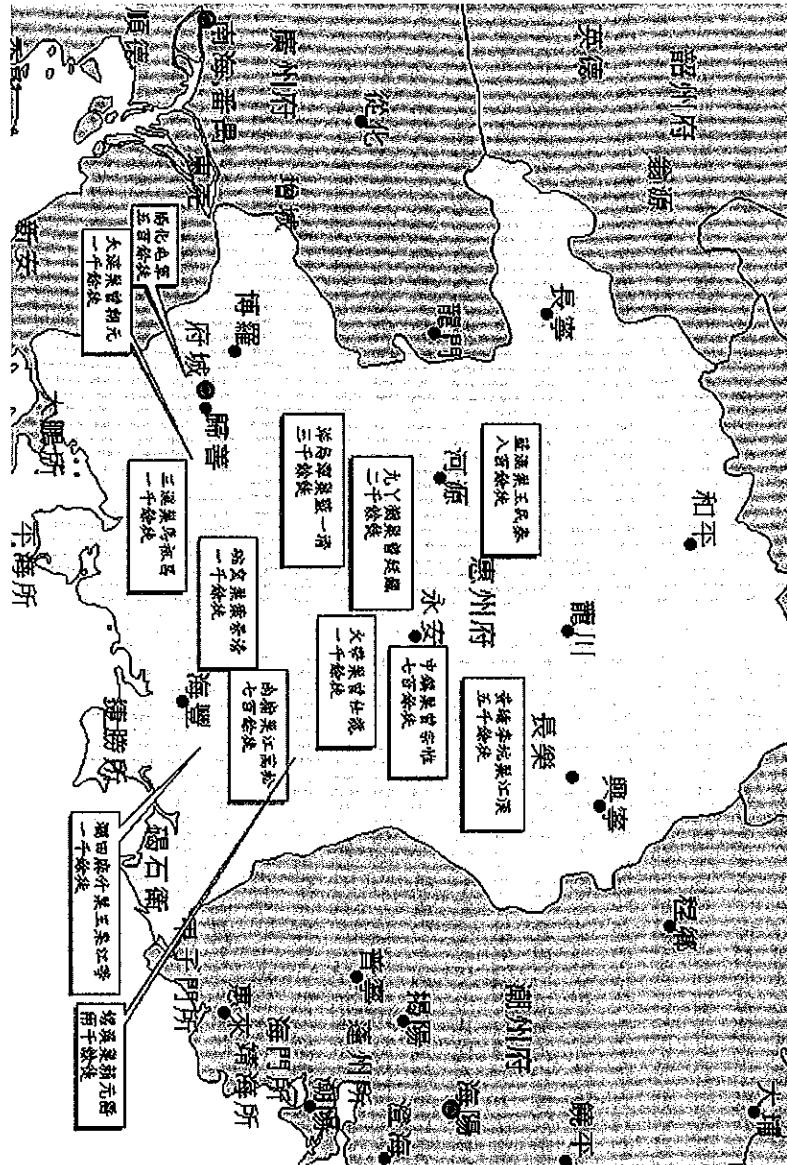


図1 明中後期惠州府山区における13ヶ所の賊巣の分布

河源・龍川、西は博羅、南は帰善・海豐・東莞の広範囲に及ぶ「盜区」では、良民はただ「賊が去れば耕し、至れば塀を開じて守」るのみで、長期間にわたる社会不安の中でも耐えて生活するしか他なかった。『定氣外史』によれば、惠州府帰善・長樂・永安・海豐の諸県で、隆慶元年一月二〇日から同五年一二月八日までの間に「十三處賊党」によつて殺害された男女は約一万三千名、耕牛は約二万五千匹にものぼり、毎月略奪・襲撃の被害に遭つてゐる（表1）。

表2から二・四・五・八・十・十一・十二月と一年の半分以上が盜賊の略奪・襲撃を受け、春夏の交と秋・冬は盜賊が頻繁に出没する時期であつた。特に十月以降には盜賊の略奪回数が明らかに増加し、旧正月を迎えて漸く減少している。秋收の後、鉱場の業主が鉱工を雇用して開鉱すると、人々の流動・往来は複雑な様相を呈し、主佃関係の悪化、収穫の減少、或いは開鉱されない状況ともなると、不満は器械を用いた暴力として噴出した。当然に官府も盜賊と生業との季節的な連関性に気づいており、南轍巡撫・兩廣總督はともに「惠州・潮州二府では秋冬のたびに流賊がしばしば衆を集めて略奪を行つてゐる」と述べて、秋冬の季節における盜賊の猖獗に注意を

払っていた。⁽⁵⁵⁾

四 剿撫をめぐる地域社会の対応

嘉靖年間、惠州府山区の鉱盜問題に直面した地方官たちは、如何に叛乱を押さえるかで頭を悩ませた。嘉靖三六年（一五五七）、着任したばかりの惠州知府顧言は伍端ら鉱盜が優勢であるうえ、官府側の兵力が不足していることを指摘して招撫を主張した。しかし嘉靖三九年冬、督撫は大征を決議し鉱盜を包囲した。この時南広総督鄭絅の命を奉じて軍餉を管理していた肇慶府同知呂天恩が惠州府に至り、顧言に共同で敵を討とうと持ちかけてきたため、顧言が「聚賊を殺すは難しいが、散賊を殺すは易しい」と進言したところ、呂天恩はこの言葉に深く賛同した。二人は計略をもつて盜賊を招撫せんとし、巡檢孫世良の提案を受け入れて、地方の大族に財産と生命の保護を条件に投降を呼びかけさせた。かかる招撫工作に当たったのは帰善県の举人利賓と監生姚法で、結果的に温七・藍辛・葉蘭鑾等の首領を入城させることに成功した。⁽⁵⁶⁾しかし招撫は決して成功したとはいはず、地方社会は再び混乱することとなる。多くの惠州府住民の怒りの矛先は地方官へと向けられ、繰り返される招撫と離反に

対して議論は紛々とした。やえに顧言は「惱んで食事も喉を通らず一睡もできなかつた」と述べている。その後、顧言は弁解して、招撫は郷紳利賓の建議によるもので、督撫・總兵官とも議論した結果であり、山寇の発生は衣食の不足など已むを得ぬ理由によるもので、同情の餘地があり、「大兵を動員すれば、地域の結びつきを損なうだろ」という認識で一致し、「命じて招撫を行わせ、叛乱者を投降させたのだ」と語った。しかし顧言と利賓は盜賊から賄賂を受けたという流言蜚語が飛んでいる。また俞大猷は鉱盜対策として招撫を探る傾向があつた。彼は倭寇の掃討に全力を傾け、「山寇は倭寇よりも与しやすい」と判断し、鉱盜のために倭寇対策に遙れをとつてはならぬと考えていた。つまり山区社会の秩序問題に関する限り、俞大猷は「賊を以て賊を攻む」方法を採用し、鉱盜を招撫した後、彼らを用いて海上の倭寇勢力を一掃しようとしたのである。「地方からすれば一つの巨賊が減り、官府にとっては一つの精兵を手に入れた」といえよう。かつて俞大猷は伍端を重用したことに対する疑問を持たれたり、伍端に贖罪させるよう要求されたことであつたが、決して方針を変えずしばしば議論を戦わせた。⁽⁵⁷⁾ところが、招撫という方法は応急処置にすぎず根本的に

な解決策ではなかつたので、惠州府住民の譏りは免れ難く、盜賊を好き勝手にさせていると見なされた。葉春及は『永安県志』で俞大猷が鉱盜の征剿に力を尽くさなかつたことを責め、盜賊から馬匹・酒肴等を受けていた嫌疑があることを記し、「災禍を引き延ばし、数万の生靈は肝腦地にまみれ、その罪は許されようか」と批判している。⁽⁵⁸⁾なぜなら、盜賊は時に招撫に応え時に叛乱し、官府側には当初「賊を以て賊を攻む」という思惑があつたが、「嶺東の招撫された盜賊は、招撫されていない盜賊と唇齒の間柄にあり、招撫を恃んで略奪を行い、招撫された盜賊は招撫された盜賊は盤踞

させ、多くを渠魁の力量に委ねて地方社会の安定を維持させるより他なかつた。類似の状況は潮州府でも普遍的に見られた。陳春声氏は、当時の地方官が盜賊問題に対して基本的に「招降（招撫）」を採用せざるを得なかつたのは、軍事的政治的力量が足りなかつたほかに、これら盜賊が里甲に編入されていない「化外の民」だったからであり、明代潮州地方社会の変動に伴つてやむなく「安撫」させ「撫民」としたため、「撫民」と在地の人々との間に様々な自然・社会・文化資源上の争奪を惹起させたことを指摘している。⁽⁵⁹⁾

五 惠州府における地方意識と住民による請願

惠州府内の動乱に業を煮やした住民は、しばしば官府に向かって行動を起こそうと呼びかけたが、招撫を中心とする方針の下では押さえ込まれるのが常であった。嘉靖三九年（一五六〇）、海豐県鷺埠嶺では「千人が全く屠殺され、哭泣の声は日夜絶え」⁽⁶⁰⁾ず、官府に出征を求める者もあつたが、地方官はこれを不問に付した。帰善県の生員葉夢は、鉱盜伍端が招撫された後にも各地で被害が絶えず、「士民は憤懣を抱えていない者は無かつたが、それをどこへ向ければよいか方法を知らなかつた」ため、

衆人と語らつて各地の地方官に訴えようとしたが、ややもすれば妨害に遭つたうえ、甚だしい場合には地方の文武官は請願の住民に対して「兵餉が欠乏しており兵士も少ない」ことを理由に、同情するが仕方がないという態度を見せた。

惠州府住民がしばしば請願したにもかかわらず、なぜ民意は聞き届けられなかつたか。『定氣外史』には「これ以前、地方官は招撫で満足しており、また惠州府にはリーダーたりうる縉紳が無く、一体どうして訴え出ることができようか」と記されている。地方官が長期にわたつて招撫を主張したことからもわかるように、惠州府にはリーダーとなつて官府に訴え出る紳士が全く存在しなかつたため、結果的に成功的の一歩手前で失敗することとなつた。長い間、惠州府の読書人・郷紳の数は多くなく、たとえば海豐県では「仕官して身を立てる者が少なく、一たび合格すれば郷曲に武断して富裕を求める」。地方では政治的権威と文化的影響を持った者はかなり限られており、中央朝廷の高官に任じた経験を有する者に至つては指を折つて数えられるほどにすぎなかつた。

広東省の住民の地方に対する態度について、両広総督

呉桂芳は、広東省の「粵士大夫」は福建省のそれに比べ

表3 嘉靖元年～万曆十年の廣東三府の進士・舉人數

府名	廣州府	惠州府	潮州府
進士数	136	12	50
舉人數	957	118	302

※典拠：雍正『廣東通志』卷32
選舉志二、卷33選舉三

て密接であったが、民意は必ずしも一致しなかつた。たとえば嘉靖・隆慶年間、惠州府住民が山寇問題を目前の最重要事項と考え、速やかな鎮圧を主張したのに対し、潮州の士大夫は山寇・海寇・倭寇の三つが不可分に連動していると判断し、臨機応変に対応するよう求めた。つまり双方の住民は危機に直面して、それぞれ該地に適した対策を主張し、官府の支持を求めていたのであり、時として互いを比較しあう例も見られた。たとえば潮州府の郷紳林大春は「（惠州と潮州の）二郡を比べると、潮州の盜寇はややもすれば絶えることがない」「潮州は惠州のように被害が少ないことは無かつた」と官府に潮州府の叛乱を平定するよう建言している。

地方の請願が長期間軽視された結果、惠州府住民は、問題の核心が自らの政治的的力量の分散、在地の有力な官紳による指導の欠如、請願に参加した人数の過少にあることを次第に明確に認識していく。葉春及はかつて呉桂芳が用い

た「粵士大夫」の語について、官僚のいう「粵士大夫」とは皆な廣州府人であり、他地域の社会問題を軽視していたと指摘し、ゆえに惠州府の官紳は身を挺して在地の請願を提出する必要があつた。

隆慶元年（一五六七）、葉春及は福州府閩清県教諭に任せられると、朝廷に「十五篇、三万字以上の上書を行ひ、天下に名を轟かせた。それは地方意識に根ざしたもので、「求豪傑以興兵」「嚴刑罰以制命」「假便宜以重權」「慎剿撫以務本」の四つに分けて提出された。翌年、歲貢生の黃遷は京師に至ると、朝廷に盜賊討伐と新県設置を要求するとともに、惠州府の帰善・長樂・龍川三県の人々が虐殺されたこと、墳墓が全て掘り返されたこと、廬舎が灰燼に帰したこと、婦女が誘拐され土地が荒地と化したこと等、未曾有の大惨事に見まわれたことを強調した。しばらくして和平県の何友益なる者も撫按等の官僚に向かい盜賊によって万にも及ぶ被害者が出ていていることを訴えている。

一方、諸生出身の葉萼は地方で請願したがしばしば頓挫し、また惠州府の官紳の多くは遠く僻遠の地に赴任していた。ゆえに弁舌による論争は無意味であると感じた葉萼は、郷里で積極的に記録を続け、証拠を提出して出

師を求めた。この時葉夢は帰郷していた李鵬舉と語らつて賊を討とうと謀つたが、不運にも李が亡くなつたため、姚濂と相談し、剛直で信頼のある司鑑とともに共同して請願することとした。広西省藤県知県を辞して帰郷した司鑑は快諾して曰つた。「これは我等三人でなければ、誰がやるというのか」と。さらに聶維庠・王守充等の郷宦も加わり、京師へ赴いて上奏する費用を分担することとし、五ヶ月を費して行動を始めた。また葉夢は奏本を手抄するにはかぎりがあり、口頭では言葉を尽くせぬと考え、二十餘の図を書き、あたかも「本を開けば眼前に悲惨な光景が広がる」ようにして敵愾心を煽り、図が完成した後、その上に賊首の姓名、死傷者の数を書き込み、数百セツトを印刷し、翰林院庶吉士の李學一にわたして京師へと持つていってもらい、隆慶五年正月をもつて正式に大規模な請願行動に出ることとした。⁽⁷³⁾

かかる一連の行動では、葉夢・司鑑・姚濂・王守充の四人がリーダーとなり、諸生林繼德ら約百人を連れて両広総督・巡按御史等の衙門を陳情して回つた。これら下級官吏・挙人・貢生を中心とした住民は、奏本の中で「村民の土匪を破られたものは十に八、九、農村の子供で幸いにして生き残つたのは十に二、三であった」と訴

え、地方社会の衰退は皆な招撫によるものであり、もはや征剿しか方法はないとした。さらに盜賊が専ら招撫恩令を持みとして誘拐・略奪を擅にしているとし、兵糧を搬してただちに征剿すべきことを建議した。また朝廷における盜寇の被害を指摘し「惠州府と省城の廣州府とは唇齒の関係にある」ことを強調して、廣州府で発生した時と同様、惠州府の山寇の征剿を重視して欲しいと要望した。地方出身の生員も地元の被害を訴えている。たとえば海豐県の貢生葉宗德・朱治穆・姜夢星らは巡按などに山寇の征剿を奏請した。⁽⁷⁴⁾和平県の何友益、長樂県の顏天週、帰善県の姚鏘らも前後して陳奏し、巡按など地方官の関心を引くことに成功した。⁽⁷⁵⁾

以上の如く、長期間に及ぶ動乱と不安は、官府の処置に対する不満と鬱憤を募らせた惠州府住民を凝集させ、共通の認識を生み出させていった。府城に城居する住民の呼びかけのもとに、たとえ惠州府各地の地理的環境、経済上の生産、文化的な発展および社会状況等に甚だしい差異があるうとも、惠州府の民意を廣州府や潮州府などの意見で消されてしまわないので、究極的には惠州府

全土の安寧のために一致して集團で請願を行い地元の民意を伝えるという手段を探つたのであつた。

隆慶六年七月、李學一が天下の利病を議論する言官の刑科給事中に任せられると、惠州府住民は互いに慶賀し、これで請願の目的を達成できたと感じた。李學一は京師に到着するや否や、ただちに自身の実力を発揮した。たとえばこの頃南京湖廣道御史の陳掌が「處置廣寇機宜」を提出するとともに、両広総督殷正茂に全力で征剿し惠州地方社会の請願に応えるよう促しているが、これは陳

六 新府・新県設置をめぐる議論

堂が広東省南海県の人で、李學一と同榜の進士であり、広東の同郷・同年の関係に基づいて呼應していたからと考へられる。同年八月には、李學一自身が惠州府の山寇征剿を奏請し、兩広総督殷正茂に徹底的に鎮定するよう要求した。しばらくすると兵科給事中の張楚城も招撫を行えば禍根を残すから、尽く征剿するよう上疏した。偶然にも張楚城は李學一と同様、隆慶二年の進士であったため、大学士張居正はその疏文を見た後、これは李學一の案に出たものに相違ないと考へ、両名を召見して「なぜこれまで殷司馬（正茂）を責めるのか」と責問した。彼らがことさらに殷正茂に不満を示したと考えたからである。⁽⁸⁰⁾

言官・士民の相繼ぐ陳情と出兵要請は明らかに殷正茂ら官僚に圧力を加えることになつた。葉春及び『永安県志』で、かかる圧力を受けた殷正茂は怒り恨みながらも仕方なく行動を探らざるを得なかつたと記している。隆慶六年冬に大征を起こし、軍を五つに分け藍一清・賴元爵ら盜賊を討伐して、三ヶ月ほどで約一万四千人を斬り、四千人餘りを捕虜とし、盜賊の首領は「尽く市において磔」とした。⁽⁸¹⁾

奸民が騒擾を起こすのだと指摘したうえで、長樂県に新たな一府を設置し、惠州府の興寧・和平・龍川・長樂の四県のほか、潮州府の饒平・大埔二県を割くものであった（図2）。

惠州府・潮州府の一部を割いて新府を設置することは、惠州府に残った者に対する税糧・差徭の負担増を意味した。また請願による大征が実施され、住民が惠州府の地方利益のために一致したにもかかわらず、府を割いてしまることは住民にとって大きな打撃であった。ゆえに李学一は北京で情報を伝聞すると、すぐに工部右侍郎陳一松に連絡を取つた。陳一松は潮州府海陽県人であり、潮州・惠州両府を割いて新府を設置することは潮州府の地方利益にも関わることであつたから、李学一は「この禍は惠州・潮州に關わることだ、なぜ亟やかに救おうとしないのか」と訴えたのであつた。

ただし府・州・県を新設しようとすれば、当然に内閣六部の討議をへる必要があつた。なかでも最も重要なのは兵部・戸部の態度であつた。北京入學の生員で帰善県人の黃邁はただちに諸生を率いて戸部尚書王國光を訪問し、新府設置の不合理性を説いた。李学一も王國光と平素より交友関係があつて何度も訪問したほか、関係各衙

門に赴いて来意を説明したので、ようやく新府設置案は暫時中止の措置が採られることとなつた。⁽⁸⁵⁾

万曆元年一〇月、李学一は母親の喪に服するために返郷したが、巡按御史が京師にもどつて新府設置を提案するのではないかと心配し、涿州に至つたところで葉萼に動向に留意するよう依頼するとともに、陳一松に書簡を送り協力して提案を阻止しようとした。果たして万曆二年二月になると、新府設置案が廷議を通過し、知府の選任や官印の鋳造が議論されるようになつた。当時六部に在つた陳一松はただちに葉萼に「事はすでに進んでおり、題奏せねば、料^をら^を止められぬであろう」と報告した。葉萼・楊起元らは当年に京師の科挙に参加していいた惠州府出身の二八名——張大化（帰善県、万曆元年挙人）、劉漸造（帰善県、隆慶元年挙人）、韓鳴鳳（博羅県、万曆元年挙人）、黃守謙（海豐県、嘉靖四三年挙人）、廖述曾（帰善県、万曆元年挙人）、車鳴謙（帰善県、諸生）等——を動員して、内閣大学士張居正や六科部会に新府設置の反対を共同で請願した。翌日には兵部尚書譚綸、戸部尚書王國光と面会している。王國光は自らの意見を滔々と述べたうえで、彼らを宥めて「地方の事には私が熟知している。府の議論を私は支持します」と言

つた。⁽⁸⁶⁾

新府設置は重大な事柄であり、よしんば省域が広大な広東省で府州県の増設が提案されようとも、最終的にはいつも棚上げとなつた。司徒尚紀氏によれば、粵北や惠州は開発が比較的遅れ、経済的にも貧困であつたから、行政的な負担に耐えられず、新県設置は全国的に見てや少なかつた。⁽⁸⁷⁾ 正徳五年（一五一〇）、惠州府興寧県の貢生林大綸は新州設置を呼びかけ、廣東・江西・福建の三省交界地帯の治安維持を図ろうとしたが、州城・州域・増賦に関する議論が纏まらず、結論を出すのは延期された。⁽⁸⁸⁾ 嘉靖・隆慶年間に至つて、南海県人の龐尚鵬は廣州府が府域が広大であり連州から廣州までの路程に半月を要すること、辺境の州県から府城までの距離が遠すぎるため地方官が機に乘じて郷民を食い物にしていることを挙げて、清遠県を府城として新府を設置し、廣州府連州・陽山・連山の三県、肇慶府四会・廣寧の二県、広西省梧州府懷集県の計六県を管轄させようとしたが、結果明末まで実現することはなかつた。⁽⁸⁹⁾

また福建省寧洋県の事例を検討した青山一郎氏は、新県設置と地域社会との関係について、治安が不良であれば地方では新県設置を要求する声が高まり、同族結合を

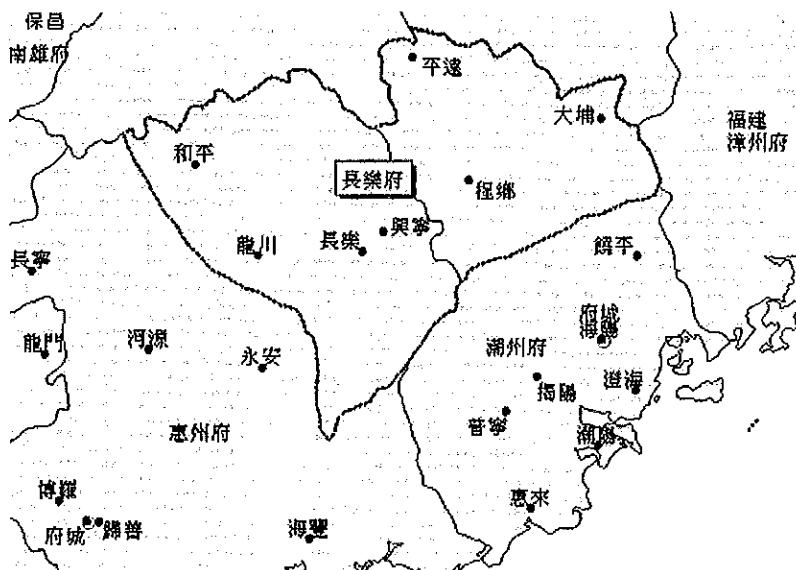


図2 明・長樂府の予定疆界図

紐帶とした推進派と反対派が生み出されたといふ。⁽⁹⁰⁾

これと同様、嶺東の住民の間でも新県設置に対する議論は紛々としていた。まず楊起元は新県設置を主張している。その理由は三百里から五百里⁽⁹¹⁾ごとに県城が有るべきなのに、帰善県⁽⁹²⁾・河源県、帰善県⁽⁹³⁾・海豊県の間はそれぞれ五日間の路程を要するほどで、「山谷の民は官府とは如何なるものかを知らず、無籍の徒が一枚の紙切れを持て下郷すれば、鶏・豚・粟・帛は欲しままとな」り、小民は盜賊に従うしかなく、「これを治めんとすれば、県を増置すべきである」と考えたからである。⁽⁹⁴⁾逆に何維柏は、惠州・潮州両府ではすでに設置された新県の事に対し「住民は紛々と裁革を議論せんと欲している」と聞いて、住民は「小事に拘つて大計を見失つてゐる」、或いは「建設がうまく進んでいないので安居できないでいる」と推測した。⁽⁹⁵⁾

治安のほか、経費・民意・利益・紛糾などの要因が官府の地方行政区画に対する決定に制約を加えた。長樂府設置案では戸部尚書王國光が惠州府住民に向かつて「相宗立法は精備されており容易には変更できない。これは國家の大計に關わるから、私は『設置するよう』題奏しない」と述べた。またこの新府設置案の裏には人為的な

長期間に及ぶ地域変動の体験が反映されていた。⁽⁹⁶⁾

反対理由の中で第一に指摘せねばならないのは賦役派微が困難なことである。かかる現象は潮州府各地で設置された新県でも普遍的に見られた。なぜなら各地の財政状態は均一でなく、負担の軽重も一樣ではなかつたため、新県設置の際にそれらに少しでも偏りがあれば、容易に利益の衝突を醸成したからである。⁽⁹⁷⁾

第二に、府城の規模や建設すべき衙門には一定の規制があり、明代の福建・江西・廣東三省交界の各府城の城周・城高の規模は管轄下の各県城のそれに比較して倍の大きさを有していたことである。それに対し長樂県は僅かに山区偏僻の小県にすぎず、もし府城に改めようとすれば、勢い様々な問題が出てくることは間違いかつた。

潮州人の林大春は廣東僉事兼提督學政郭子直に向かつて、潮州府下の十県は惠州府長樂県から遙かに遠く、もし潮州府の読書人が長樂県に試験に赴こうとすれば、水路で十日間以上を費やし、「舟行もまた価格が高く、一舟で十金も強要され、二三十人で共同で雇わねばとも不可能である」と指摘し⁽⁹⁸⁾、長樂県が府城に不適合であることを説いた。

第三に、かつて廣東省に赴任した官僚は雜途・銓除・

政治的操作が潜んでいた。「定氣外史」の記述によれば、新府設置は兵部尚書譚綸が「權貴」と結び、兩廣總督殷正茂も権力に取り入つて、官府に積極的に推進させようとしたものであった。かかる事実は、新府設置案が実際には地方の「權貴」や少數の官僚の個人的な利益に左右され、地方の治安や経済的状況のみが単純に考慮されたわけではなかつたことを示している。その後、殷正茂が自ら長樂県を視察した結果、新府設置の条件を満たすのは難しいと判断され、遂に新府設置が認定されることはない⁽⁹⁹⁾ことがわかった。

次に「定氣外史」に収載された、李學一が署名して戸部に提出された掲帖「呈為地方傷殘不堪添設府治」を分析してみよう。注目に値するのは、この一文が実は陳一松が惠州・潮州両府の住民に代わつて起草したものであり、陳一松の文集内に収められていることである。明代中葉以降、惠州・潮州等では新県設置の風潮が興つてゐたが、それは官府による「盜区」を「政区」へと変えていこうとする努力と見なせる。しかし地方社会の立場からいえば、行政区画の頻繁な変動は時に泥沼の争いを招きかねず、「呈為地方傷殘不堪添設府治」に箇条書きされた六つの反対理由にはまさに惠州・潮州両府の住民の

遷謫など不適任の者が多かつたことである。惠州府は特にかかる傾向があつた。李學一は惠州府の進士出身の官僚の多くが他地に転任してしまつていてこれを指摘した。葉夢熊も伍端の叛乱後の約二十年間、地方官は職務怠慢で、徒らに招撫で事を解決しようとしたと述べた。新府設置に伴つて不肖の官僚が着任した場合、彼らによつて思わぬ問題がもたらされることを恐れたのである。

第四に、提案された新県は形式こそ具備しているものの、提案者自身が県城の所在すら知らぬことを指摘されていることである。それは他ならぬ今回の新府設置提案者^{II}巡按御史楊一桂をさして⁽⁹⁸⁾いた。新府設置案の矛盾を突いたものであつたといえよう。

第五に、惠州・潮州両府に「新たに虛縣を添じた」場合の弊害として、各地には未だに里甲に編入されていない「化外の民」があり、地方官は安捕に託して盜賊を招撫し、進んで「残された民によつて新県を立」てようとしていることであつた。⁽⁹⁹⁾しかし「撫民」は招撫され離反するため、永安県を設置した時には「賊が四郊を満たす」状態となり、新県設置は「時宜を失つた」と批判され、また長寧県の場合には、聚落が少なく「広大な山区に在つて三家の市」すらも形成できぬ状況にあつた。⁽¹⁰⁰⁾

さらに皮肉なのは万曆初の大征の目的が招撫を受けては離反する盗賊の鎮圧にあつたが、地方の人口を増加させたのは「權貴」が招来した未入籍の「客夥」であつた。ここに地方の「權貴」と官紳とが土地・移民の増加に対し、新県設置によって里甲の賦役システムを掌握することで利益を得ようとしていたことを読みとれよう。

第六に、「實に民心の欲する所に非ず」と見え、新府設置予定地の長樂県と惠州府の双方の住民の意志が複雑に絡み合つていたことである。康熙『長樂縣志』には、もし政治力で強権的に新府が設置された場合、地方に過大な負担が押しつけられることになり、徳政とはいえず、

よく熟慮すべきであると記されている。^(四)惠州府住民の立場からいえば、新府設置は地方への帰属心を分裂するものに他ならず、よしんば興寧・和平・長樂・龍川など諸県が惠州府から遙かに遠くに位置していようと、府城の住民の多くは依然として新府設置には反対であり、惠州府への新県設置についても意見は一致していなかつたが、惠州府を分割すべきでないという理念では一致していた。かかる地方輿論と結びついたかたちで李學一と葉夢蕪が強く反対を主張した結果、「民の利益にならない」新府設置はようやく中止され、惠州府住民の民意は聞き

届けられたのであつた。清代の雍正元年（一七二三）、惠州府の紳士たちは「禍乱を平定し、疆土を守つた」とを想い、李學一・葉夢の両名、および葉春及・葉夢熊・楊起元を合祠して祀つている。

以上、鉱盜の叛乱に始まつた一連の地方社会の変動は、官府による招撫・征剿、続いて提起された新府設置案を通じて、惠州府住民に府全体の利益を思考し、活発な地方輿論を形成させ、彼らの地方への帰属感を掻き立てる作用を及ぼしたものといえるであろう。

おわりに

明代中後期、惠州府の山区には多くの鉱工が流入し、鉱盜と山寇を中心とした独特の地域社会を次第に形成させていった。各勢力は相互に結びついていたから、外部からみればそれは「盜区」とも呼びうる世界であった。嘉靖・隆慶年間、鉱盜伍端が登場すると、勢力範囲は拡大し、多様な人々を吸収して「盜区」内に官府側の「編戸齊民」にも似た組織を作り出していった。それは既存の鉱工の組織と結合し、内部に厳密な階級を有するなど、王朝統治下の地方の「政区」と相拮抗するに足る内容を備え、官府を悩まし続ける存在となつていった。

官府側からすれば、鉱盜以外にも山寇・倭寇の問題をかかえ、かつ兵力が十分でなかつたから、人口・土地の喪失を止めるのは困難であつた。征剿の失敗という状況のもと、結果的に妥協して招撫を採用せざるを得ず、鉱盜の首領の社会的地位を保障することで、官府に貢献させ、沿海の倭寇問題を解決させようとしたのである。鉱盜伍端の事例からみると、もし彼が遭害しなければ、惠州府の社会秩序は官府と鉱盜の首領の双方による共同統治によつて安定し、官府にとつては「鉱兵」とも呼びうる強力な軍隊を有することになつたかもしれない。さらにも史料上では伍端を「山主」「土霸」とのみ記し、直接「鉱盜」とは呼ばなかつたかもしれない。伍端の死後、「鉱盜区」の社会秩序や社会階層は忽ち崩壊し、遂に「新しい者」が次々と継ぎ、一つの勢力が幾つにも分かれた」状態が現出した。かえつて地方社会は混乱の様相を呈するに至つたのである。

では明清時代の郷紳・士大夫はかかる危機に対しても何なる意識のもとに對応・行動したであろうか。これを考へるにあたつては、かつて日本の明清史学界で活発な議論を惹起した「地域社会」の視点が参考となる。^(四)地域社会の「場」とは如何なる範囲が想定されている

のだらうか。これは現在でも依然として検討すべき余地が残された課題である。「地域社会論」の提唱者森正夫氏は、概念上の地域社会を人々が再生産を行い、生きていくうえで最も基本的な「場」として設定している。そして明末福建省臺化県の郷紳李世熊の『寇變記』を分析して、李世熊の「吾鄉」「吾族」の語で表現される地域社会の空間的特徴を描出した。^(四)また濱島敦俊氏は、江南デルタ社会を重層的に捉え、最も基層的な社会として「社」「村」の世界を、次に市鎮を中心とする「郷脚」の世界を、そしてその上に郷紳層が一県の輿論を主導する政治的な県社会を想定した。^(四)一方、山田賢、菊池秀明、岸本美緒ら諸氏のよう、明清時代の四川・広西・江南デルタを事例として移民政社や流動的な社会に着目する研究者もあつたが、郷里から県社会に至るまで地域社会の「場」は常に議論の中心を占めていたといえよう。筆者がこれら先行研究の内容を正確に解釈したかは甚だ疑問であるが、かかる独特的の地域社会の概念を用いて研究を進めれば、たしかに過去に誰も注意してこなかつた社会関係の紐帶を掘り起すことができるであろう。

本稿では、明中後期広東省惠州府における地方社会と士大夫の関係を論ずる中で、地方住民が危機に直面した

時に見られる地方輿論や地方意識の表出に着目してきた。実際には、同じ広東省にあっても地域間格差は大きく、広州府と潮州府の間に位置する惠州府の場合、経済等いずれの面でも及ばず相当苦しい立場に在った。名勝旧跡、歴史上の人物、科挙合格者数などに至つては言を要すまい。かような地域では明代金華府の如き強烈な地方意識を形成し難しく、士大夫も地方を再生するのは困難である⁽¹⁸⁾。康熙『惠州府志』卷三、山川に「旧志論」を引用して「惠陽県には大姓が無く、風俗として自己の利益のみを追求することが多く、互助の精神が薄かつた。ゆえに賊害に見舞われることになる」と語られるとおりである。しかし一方で注意すべきなのは、秩序変動下の惠州府で行われた請願が官府に取るに足らぬ事として取り扱われた結果、惠州府住民は否応なしに地域的な差異と不公平感を強烈に感じざるを得ず、心理的な烙印を押されたことであろう。

また鉱盜の叛乱が発生した時、防衛のために各地で個々に「囲」が築かれた。叛乱の規模の拡大に伴い、山区から都市部まで害を免れるものは無く、士大夫の憂患は日増しに高まつていった。葉春及は故郷を離れる際、惠州府城付近ではすでに三十餘りの「囲」が陥落し、多

かかる一連の動乱とそれに伴う地方意識への強い関心に基づきつつ、葉春及・葉夢・楊起元等は相繼いで地方志の編纂に全力を注いでいった。万曆二四年（一五八六）、葉春及は永安県知県郭之藩の要請に応えて『永安県志』一巻を編修した。葉春及はその「前事志」の中でわざわざ編纂の意義について記している。すなわち志書を編修することで、惠州府内の盜賊叛乱の詳細な始末のほか、自分と地方官との交渉経過、関連する住民の議論などをすべて書き残すことができた。これは後に届大均『廣東新語』にも引用され、重要な「地方性を有する知識」が後世へと伝えられることとなつたのである⁽¹⁹⁾。

この時、惠州府住民が地方文献に強烈な関心を有したのは決して偶然ではなかつた。それはあたかも正徳（万暦年間に潮州府で大量の地方文献が編修された時、その背景に山賊・海賊・倭寇などによって地方社会が脅かされていていた状況があつたことと酷似している⁽²⁰⁾。葉夢は郷里で「前事を掬い取る」ことに尽力し、『定氣外史』編纂の基礎的な史料を蒐集・整理した。万曆二六年、彼は楊起元の手で完成された『定氣外史』の原稿を見ると、本書によつて「わが惠州における叛乱鎮压への甚大な努力を昭らかにし」「百世にわたつて安寧を維持する」こと

数の生命が失われ、親戚や旧知の友人も捕虜となり請け出してもらうのを待つていた。かかる地方の動乱、秩序の崩壊に在つて楊起元は極めて深刻な状況を目の当たりにし、「故郷は荒れ果て、人口は減少し、今に至るまで回復していない」と述べている。同様に葉夢とその家族も災禍に見舞われ、一家を挙げて移動を餘儀なくされた時、「父子は向かい合つたまま、悲しみのあまり声も出」ず、「先祖を滅し、家を亡くした」とひどく悲しんだという。惠州府の郷紳の追憶を通じてわかるのは、よしんば城居の郷紳であろうとも次々と襲つてくる動乱に直面して、他の人々と同じ辛苦をなめさせられたのであり、如何なる人であれそれを免ることはできなかつたことである。ゆえに葉夢が請願行動に出た時、ただちに惠州府下の数県の住民の賛同と協力を得ることができたのである。

鉱盜の叛乱は地方行政区画にも大きな影響を与えた。長楽県への新府設置が提案されたが現実は簡単なことはなく、官府が強制的に押し進めるほど、かえつて惠州府住民の地方意識を再び掻き立てることになった。この反対運動は惠州府住民が自らの地域の利害に対して明瞭な認識を獲得していたことを示すと同時に、強烈な地方意識を有するようになつていていたことを意味していよう。

ができると評した⁽²¹⁾。楊起元は万曆二三年に惠州府知府の要請を受けて府志の主編を担当することとなり、府学諸生の協力を求め仕事を分担させた。この重修『惠州府志』では嘉靖・隆慶年間の盜賊に関する記事が大量に補充されたほか、当然に『定氣外史』と葉春及の『永安県志』の記事が論述として引用され、読者が惠州府全体に地方意識を深めるよう工夫された。楊起元は史志の編纂に全力を傾け、遂に知府程有守の称讃を得たのであつた⁽²²⁾。

簡単にいえば、惠州府における鉱盜の叛乱は日常の社会秩序を転覆し、士大夫に他人事として放置しておけないようになつだけではなく、彼らに惠州府全体への関心と地方意識を高めさせ、『定氣外史』の如き地方輿論の結実ともいいうる作品を生み出させた。しかしかかる地方意識は突發的な事件で惹起されたにすぎなかつたため、時間の経過とともに次第に色褪せていく、最後には旧志にいづ「風俗として自己の利益のみを追求することが多い」状態へともどつていく可能性を有していた。冒頭述べた如く、『定氣外史』が清初にすでに稀観書となつてゐたことは、ある程度当時の人々に忘却されていたことを反映しているのではなかろうか。雍正二年（一七

三三)、潮州府程鄉縣が嘉慶直隸州に昇格されると、興寧・長樂の一県は割出され、惠州府はもはや一度と昔日の広大な府域へともどることはなかつた。『定氣外史』に収載された、地域変動に反対する請願はすでに過去の事となり、時宜に合わなくとも再びこれを問おうとする者は無かつたのである。

註

- (1) 「定氣外史」卷下、議奏因由に「見鄉兵、輒間近所居掠、何因何賊、遇害其誰、記之矣、隨見隨問隨記、迨閱三年、積而成帙」と見える。
 - (2) 「定氣外史」卷上、明万曆二六年葉夢序。
 - (3) 「定氣外史」卷上、幻猿紀。
 - (4) 「定氣外史」卷上、明天啓六年葉止奕。
 - (5) 光緒「惠州府志」卷一四、藝文、鄭際泰「五先生祠記」。
 - (6) 黃啓臣「十四—十七世紀中國鋼鐵生產史」中州古籍出版社、一九八九年、一五五〇—六〇頁、吳金成（甘利弘樹・李鎔一訳）「入閩初清朝權力の浸透と地域社会——広東東・北部地方を中心」（上）——「明代史研究」二六、一九九八年、四三—四四頁。
 - (7) 「廣東通誌初稿」卷三〇、鉄冶には「韶惠等處係無主官山、產出鐵鉛。先年節被本土射利奸民号山庄・鉄主名色、招引福建上杭等縣無籍流徒、每年於秋收之際、糾集
 - (8) 張瀚「台省疏稿」卷五、「剿平流賊報捷疏」、陳有年「陳恭介公文集」（台北國家圖書館藏、明方曆刊本）卷四、「鄰境宿寇蕩平議處地方善後事宜疏」、謝詔「重修虔台志」（台北漢學中心藏、明天啓二年序抄本影印）卷九、事紀六。
 - (9) 「廣東通誌初稿」卷三〇、鉄冶。
 - (10) 光緒「嘉應州志」卷二三、食貨及び姚鍊「東泉文集」卷八、督撫事宜。
 - (11) 吳金成、前揭論文、四二頁。
 - (12) 「孝宗實錄」卷二〇八、弘治七年二月癸巳條、屈大均「永安縣次志」卷一七、藝文、葉春及「前事志」。
 - (13) 嘉靖二一年「惠州府志」卷五、田賦、嘉靖二五年「惠州府志」卷七、上賦役志、燒爐銀、同卷一〇下、兵防志下。
 - (14) 前掲葉春及「前事志」、姚虞「嶺海輿圖」惠州府國說、鄭維新「東大記」卷一、述攷上。
 - (15) 康熙「惠州府志」卷五、郡事上、郡事下。
 - (16) 「孝宗實錄」卷二〇八、弘治七年二月癸巳條。
 - (17) 乾隆「陸豐縣志」卷一二、藝文志、王一鑑「奏剿平寇序」。
 - (18) 嘉靖三五年「惠州府志」卷一〇下、兵防志、上管山、万曆「廣東通志」卷三六、郡志、惠州府、兵防。
 - (19) 康熙「惠州府志」山川には、惠州府長樂・河源兩縣交界の藍溪山について「有鉛出銀、嘉靖俟年一開、奸徒四
- 聚、折閱而盜、然後封閉、此地遂稱盜藪」と記されている。
- (20) 雜止「惠崇原志」卷二、兵事、鉄賊之變、乾隆「龍川縣志」卷九、事蹟紀年、陸穩「撫虔奏稿」（上海圖書館蔵、明万曆刻本）卷上、「擒獲勾引賊首併議譏察以絕貨本以安地方疏」。
- (21) 「定氣外史」卷上、伍端。
- (22) 葉春及「石洞集」卷一〇、婺江都國論、「定氣外史」卷上、賊執府通及び卷上、禍殘涌口。
- (23) 霽与瑕「霍勦竊集」（台北傳斯年図書館蔵、清乾隆二年何回石頭書院重刊本）卷二、吳自湖翁大司馬。
- (24) 雍正「從化縣新志」卷二、鉱山志上。
- (25) 「定氣外史」卷上、陳世安、溫七、伍端。
- (26) 黃啓臣、前掲書、一五九〇—六〇頁、甘利弘樹「清初の閩王縕について」「史鑑」八、一九九九年、二三頁、同「廣東新語」にみる広東の山寇の性格」「柄木史学」一七、二〇〇三年、四五—六六頁。
- (27) 談愷「虔台統志」（台北漢學研究中心蔵、明嘉靖三四一年刊本影印）卷五、紀事四、「定氣外史」卷上、駕禍十三村、張瀚「台省疏稿」。
- (28) 「定氣外史」卷上、駕禍十三村、伍端、前掲葉春及「前事志」、九九頁、康熙「惠州府志」卷一七、郡事上、方逢時「大隱樓集」卷一六、雜著、「書平惠州花賊事」。
- (29) 「定氣外史」卷上、伍端。
- (30) 方逢時「大隱樓集」卷一六、雜著、「書平惠州花賊事」、前掲葉春及「前事志」、「世宗實錄」卷五二五、嘉靖四二
- 兇徒、百千成群、越境前來、分布各處山峒、創寮住劄」とある。
- (31) たとえば伍端の徒衆に徐姓の者があつたが、温七等が加わつたことに心中不満があり、「徐党之爭」を起こした。すなわち三百人ほどを率いて倭寇の陣営に投降し、倭酋に伍端を攻めるよう説いたのである。伍端はこれを極めて憂慮し、すぐさま美女二人・馬十匹・銀二百両を送つて倭酋と同盟しようと欲した。方逢時はこれを知つた後、計略を用いて伍端の同盟を離間させ、倭酋に徐の三百人を殺させ、一時的に潮州に潜伏させた。方逢時「大隱樓集」卷一六、雜著、「書平惠州花賊事」「書平長樂賊事」を参照。
- (32) 倪大猷「正氣堂集」（台北傳斯年図書館蔵、明刊本影印紙焼本）卷一五、「与南贛軍門堯山吳公書、款吳平用伍端以大殺倭寇」には「伍端用之為兵、一則以賊攻賊、兵備以大殺倭寇」、には「伍端用之為兵、一則以賊攻賊、兵法所貴、一則惠州地方、可無流毒之患」とある。
- (33) 霽与瑕「霍勦竊集」卷二、花腰蜂伝。
- (34) 倪大猷は吳平用に「伍端有衆萬餘、姑款處之、簡其衆二千往征倭、可取則取之、亦不為遲」、吳桂芳に「猷始因伍端苦求招撫、順而款之、責其殺倭自贖。伍端將賊首溫七等六名送解。仍挑選二千精銳、聽猷差官督往潮州会剿倭寇」と述べている。倪大猷「正氣堂集」卷一五、「与南贛軍門堯山吳公書、議以賊首伍端征倭」「与兩廣軍門白湖吳公書、論地方事勢」を参照。
- (35) 倪大猷「正氣堂集」卷一五、「与南贛軍門堯山吳公書、伍端用命」、「世宗實錄」卷五二三、嘉靖四三年三月己未

條、康熙『惠州府志』卷五、郡事上、霍与瑕『霍勉齋集』卷二、花腰蜂伝。

(36) 倪大猷は「伍端兵非但見敵奮勇氣、其經過屯劄之地、請豫防惠州伍端兵勇而不擾」、霍与瑕『霍勉齋集』卷二、

秋毫無擾於民、亦從來官兵所希」、吳桂芳は「其皇雄俊偉、諸將中少見比倫一似」とそれぞれ伍端について語つてい

(37) 霍与瑕『霍勉齋集』卷二、花腰蜂伝には「花腰峰與爾輩同為盜賊、今花腰峰以爾輩力成功、得官尊貴、而爾輩作軍、何不平也。乃又以法繩爾輩、更不復得如山間時

據掠姦淫之樂矣」とある。

(38) 『定氣外史』卷上、伍端。

(39) 倪大猷『正氣堂集』卷一五には「伍端兵欲歸、因而遣之、海豐就近。今統兵一枝堵其前、又一助也、此兵之歸、謂欲及時耕田、為盜之心已無矣、似當亮之」とある。

(40) 伍端は捕縛された後、王詔を「今以計擒降者、斬有功、非但我不服、天道有知、當不汝宥」と罵ったという。霍与瑕『霍勉齋集』卷二、花腰蜂伝を参照。

(41) 『定氣外史』卷上、伍端、康熙『惠州府志』卷五、郡事上。

(42) 倪大猷『正氣堂集』卷一五、「奉報兵部尚書克廟李公書、畫二首」。

(43) 倪繼光『減少保奏議』卷一、「經略廣事條陳戡定機宜、宜緩諸巢而急征倭」、「与兩廣軍門白湖吳公書、請豫防惠州伍端兵勇而不擾」、「奉報兵部尚書克廟李公書二首」。

(44) 倪大猷は「伍端之兵、不宜數數追戰、與同事之人辯論屢矣。彼亦不過欲功速成、大計關係不暇恤耳。茲集大兵、進止遲速、猷自主之、要於成功、以報諸公耳」と記している。倪大猷『正氣堂集』卷一五、「与南贛軍門堯山吳公書、伍端兵不宜數數追戰」を参照。

(45) 前掲葉春及「前事志」。

(46) 『蒼梧總督軍門志』卷二、討罪五、郭棐『粵大記』卷三、事紀類、山苦聚嘯、瞿九思『万曆武功錄』卷三、『方曆武功錄』卷二、廣東鮑時秀列伝。

(47) 郭棐『粵大記』卷三、事紀類、山苦聚嘯、『蒼梧總督軍門志』卷二七、奏議五、劉堯誨『報剿嶺東賊巢疏』、『方曆武功錄』卷二、廣東鮑時秀列伝。

(48) 『蒼梧總督軍門志』卷二一、討罪五、郭棐『粵大記』卷三、事紀類、山苦聚嘯、瞿九思『万曆武功錄』卷三、『方曆武功錄』卷二、廣東鮑時秀列伝。

(49) 『定氣外史』卷上、諸賊源流。

(50) 『定氣外史』卷上、職黨列果。

(51) 蘇恩『三省備邊圖記』、南嶺破寇記。

(52) 蘇恩『三省備邊圖記』、羊跋寨破寇記。

(53) 『定氣外史』卷下、「刑科給事中李學一題奏征剿疏」。

(54) 『万曆武功錄』卷三、廣東裏賊賴元爵・藍一清諸酋列伝。

(55) 前掲葉春及「前事志」。

(56) 姚鏞『東泉文集』卷五、「平惠州歸善縣桃子園賊疏」、潘希會『竹澗集奏議』卷二、「擒斬反招黠賊功次疏」。

(57) たとえば崇禎初年博羅県の郷紳張萱は「今惠州一郡十邑、惟萱忝列四品」と記している。張萱『西園存稿』(台北漢學研究中心、康熙四年序張壽重刊本影印)卷三七、
伝(台北國家圖書館蔵)、万曆二九年顧汝學四川刊本)、『定氣外史』卷上、駕禍十三村、伍端、康熙『惠州府志』伝。

(58) 康熙『惠州府志』卷一三、名宦伝、顧言。『定氣外史』卷上、伍端、前掲葉春及「前事志」。

(59) 倪大猷『正氣堂集』卷一五、「与南贛軍門堯山吳公書、宜緩諸巢而急征倭」、「与兩廣軍門白湖吳公書、請豫防惠州伍端兵勇而不擾」、「奉報兵部尚書克廟李公書二首」。

(60) 倪大猷は「伍端之兵、不宜數數追戰、與同事之人辯論屢矣。彼亦不過欲功速成、大計關係不暇恤耳。茲集大兵、進止遲速、猷自主之、要於成功、以報諸公耳」と記している。倪大猷『正氣堂集』卷一五、「与南贛軍門堯山吳公書、伍端兵不宜數數追戰」を参照。

(61) 前掲葉春及「前事志」。また倪大猷の軍隊は軍紀が乱れていたため、惠州府の士民の恨みを買つた。嘉靖四四年一二月一三日、倪大猷の兵士七百人は広州府城外の東平の富民の家財を狙い、曾一本の討伐に乗じて擅に略奪行為を行つたため、人々は城中へと避難したが、かかる行為は一ヶ月以上にも及び、地方の混乱は益々熾烈なものとなつた。倪大猷が惠州府にもどる時、士民は群衆を擁して非難・抗議した。倪大猷は輿から下り謝罪したが、最終的に三人が处罚されたにすぎなかつた。『定氣外史』卷上、白頭兵叛を参照。

(62) 蘇恩『三省備邊圖記』嶺東征山記、羊跋寨破寇記。

(63) 陳春声「從『倭亂』到『遷海』——明末清初潮州地方動亂与鄉村社會變遷」『明清論叢』二、北京、紫禁城出版社、二〇〇一年、八四一八五頁。

(64) 葉春及「前事志」、「定氣外史」卷下、議奏因由、乾隆

五千、能尽縛耶」と叫んだのは盜賊を鎮压しきれぬ当時の状況をよく示している。『定氣外史』卷上、諸賊源流、三咲田招安、前掲葉春及「前事志」、張瀚『台省疏稿』卷五、「擒獲賊首疏」を参照。

(65) 前掲葉春及「前事志」。

(66) 郭棐『粵大記』卷三、事紀類、山苦聚嘯、瞿九思『万曆武功錄』卷三、『方曆武功錄』卷二、廣東鮑時秀列伝。

(67) 『蒼梧總督軍門志』卷二、討罪五、郭棐『粵大記』卷三、事紀類、山苦聚嘯、瞿九思『万曆武功錄』卷三、『方曆武功錄』卷二、廣東鮑時秀列伝。

(68) 前掲葉春及「前事志」には「粵士大夫不如閩之分貧也、閩有倭難、其士大夫諱於朝、歲得軍資二十萬、故能遂平島夷。粵士大夫貧之不分、無肯出面諱者、徒以滅寇相責、無米而弱能哉」と吳桂芳の語が見える。

(69) 『定氣外史』卷下、「刑科給事中李學一題奏征剿疏」には「為今嶺海患者、不過曰山寇、海寇、有海寇、有倭寇。是論今之所最急者、廣東盜賊有山寇、有海寇、有倭寇。然要其危害則山寇為最甚、蓋海、倭寇去來有時、而山寇常在境內也。盜賊之禍、瓊、肇、惠、潮諸郡皆然、而要其傷殘、惠州最甚。……故惠州之望大征、視他郡為最急也」とある。

(70) 林大春『井丹詩文集』卷八、「論海寇必誅狀」には「為今嶺海患者、不過曰山寇、海寇、有海寇、有倭寇。是論今之所最急者、廣東盜賊有山寇、有海寇、有倭寇。然要其危害則山寇為最甚、蓋海、倭寇去來有時、而山寇常在境內也。盜賊之禍、瓊、肇、惠、潮諸郡皆然、而要其傷殘、惠州最甚。……故惠州之望大征、視他郡為最急也」とある。

(71) 林大春『井丹詩文集』卷一、「賀仲威張憲使平寇序」には「粵有士大夫、惟廣州無賊、殆

虜也、山寇、烏合也、野掠已盡、処處城守、亦既困矣、剽急、其為禍速、倭寇慘烈為禍頭、海寇則纏綿固護浸淫乎郡國之間、其為禍遲而隱也、是三者不可不審察也。

夫是三者、勢相倚而禍相因者也、……夫今嶺南之倭、殘虜也、山寇、烏合也、野掠已盡、処處城守、亦既困矣、

剽急、其為禍速、倭寇慘烈為禍頭、海寇則纏綿固護浸淫乎郡國之間、其為禍遲而隱也、是三者不可不審察也。

彼固不諱。惠州有賊、欲譙、如無士大夫何。請諸公諱之」とある。

（85）王瓊「晉漢本兵數奏」卷一〇、南贛類、「為建立縣治下、罷增長樂府」。

（86）司徒尚紀「明代廣東政區的形成及其區域開發的關係」

（87）司徒尚紀「明代廣東政區的形成及其區域開發的關係」

（88）王瓊「廣南史地論集」廣東、廣東省地圖出版社、一九九四年、

以期久安長治事」。

（89）龐尚鵬「長寧縣志」卷五、藝文志、吳百明「分建長寧縣

（90）龐尚鵬「長寧縣志」卷五、藝文志、吳百明「分建長寧縣

（91）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（92）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（93）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（94）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（95）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（96）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（97）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（98）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（99）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（100）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（101）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（102）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（103）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（104）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（105）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（106）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（107）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（108）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（109）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（110）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（111）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（112）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（113）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（114）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（115）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（116）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（117）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（118）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（119）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（120）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（121）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（122）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（123）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（124）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（125）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（126）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（127）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（128）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（129）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（130）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（131）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（132）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（133）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

（134）龐尚鵬「百可亭摘稿」卷一、奏疏、「陳未議建府治以

一五、移県を参照。

- （96）拙著「在「盜區」与「政區」之間——明代閩粵贛湘交界的秩序变动与地方行政演化」台北、国立台湾大学出版委員会、二〇〇一年、二六五頁。
- （97）高拱「高文襄公集」卷二六、「議處遠方有司以安地方并議加恩賢能府官以彰激勸疏」、乾隆「龍川県志」卷一二、藝文、李學一「龍川県尹侯生祠記」、乾隆「帰善県志」卷五、壇廟、葉夢熊「顧公祠祀略」。
- （98）「神宗憲錄」卷四、隆慶六年八月庚辰條。
- （99）俞大猷「正氣堂集」卷一五、「留殘民以立県治」。
- （100）康熙「永安県次志」卷一、建置、葉春及「石洞集」卷一二、「長寧侯龍公致序」。
- （101）康熙「長寧県志」卷一、輿地志、沿革志論。
- （102）光緒「惠州府志」卷二十四、藝文、鄭際泰「五先生祠記」。
- （103）山本進「明清時代の地域社会と法秩序」、三木聰「明清時代の地域社会と法秩序」、山田賢「中國明清時代史研究における「地域社会論」の現状と課題」（全て「歴史評論」五八〇、一九九八年）を参照。
- （104）森正夫「寇變記」の世界——李世熊と明末清初福建の大変「大坂大学大学院文学研究科紀要」四一、二〇〇一年、四五、五五頁。
- （105）山田賢「移住民の秩序——清代四川地域社会研究